

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>第2 適用等</p> <p>1 このガイドラインは、次に掲げる事項に留意の上、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）第25条第1項に規定する除染特別地域又は同法第32条第1項に規定する汚染状況重点調査地域（以下「除染特別地域等」という。別紙1参照。）における除染等業務を行う事業の事業者（以下「除染等事業者」という。）に適用すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 除染等業務は、年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号）第8条第35号に定める業務に該当するため、満18歳に満たない者を就業させてはならないこと。</p>	<p>第2 適用等</p> <p>1 このガイドラインは、次に掲げる事項に留意の上、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号）第25条第1項に規定する除染特別地域又は同法第32条第1項に規定する汚染状況重点調査地域（以下「除染特別地域等」という。別紙1参照。）における除染等業務を行う事業の事業者（以下「除染等事業者」という。）に適用すること。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 除染等業務は、年少者労働基準規則（昭和29年労働省令第13号）第8条35号に定める業務に該当するため、満18歳に満たない者を就業させてはならないこと。</p>
<p>第3 被ばく線量管理の対象及び被ばく線量管理の方法</p> <p>1 基本原則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定汚染土壌等取扱業務を実施する際には、特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者（以下「特定汚染土壌等取扱業務従事者」という。）の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所における除染等の措置が実施されるように努めること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 営農等の事業を行う事業者は、あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率（<math>2.5\mu\text{Sv/h}</math>以下）のもとで作業に就かせることが求められること。</p>	<p>第3 被ばく線量管理の対象及び被ばく線量管理の方法</p> <p>1 基本原則</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定汚染土壌等取扱業務を実施する際には、特定汚染土壌等取扱業務に従事する労働者（以下「特定汚染土壌等取扱業務従事者」という。）の被ばく低減を優先し、あらかじめ、作業場所における除染等の措置が実施されるように努めること。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 営農等の事業を行う事業者は、<u>、</u>あらかじめ、作業場所周辺の除染等の措置を実施し、可能な限り線量低減を図った上で、原則として、被ばく線量管理を行う必要がない平均空間線量率（<math>2.5\mu\text{Sv/h}</math>以下）のもとで作業に就かせることが求められること。</p>

## 2 線量の測定

(1) (略)

(2) 除染等事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する者について、(1)のア及びイの場合ごとに、それぞれ定められた方法で除染等作業による被ばく実効線量を測定する必要がある旨を周知させること。ただし、除染等事業者が請負人やその請負人の労働者等が除染等作業により受ける被ばく実効線量を測定する場合には、周知を重ねて行う必要はないこと。

(3)～(5) (略)

(6) 高濃度粉じん作業に該当するかどうかの判断については、以下の事項に留意すること。

ア 土壌等のはぎ取り、アスファルト・コンクリートの表面研削・はつり、除草作業、除去土壌等のかき集め・袋詰め、建築・工作物の解体等を乾燥した状態で行う場合は、 $10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えるとみなして(5)、第5の5に定める措置を講ずること。

イ (略)

(7) (略)

## 3 被ばく線量限度

(1) 除染等事業者は、2の(1)のア及びイの場合ごとに、それぞれ定められた方法で測定された除染等業務従事者の受ける実効線量の合計が、次に掲げる限度を超えないようにすること。

ア (略)

イ 女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及びウのものを除く。）：3月間につき実効線量  $5\text{mSv}$

ウ (略)

(2) (略)

(3) 除染等事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、2の(1)のア及びイの場合ごとに、それぞれ定められた方法で測定された除染等業務に

## 2 線量の測定

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

(5) 高濃度粉じん作業に該当するかどうかの判断については、以下の事項に留意すること。

ア 土壌等のはぎ取り、アスファルト・コンクリートの表面研削・はつり、除草作業、除去土壌等のかき集め・袋詰め、建築・工作物の解体等を乾燥した状態で行う場合は、 $10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えるとみなして2(4)、第5の5に定める措置を講ずること。

イ (略)

(6) (略)

## 3 被ばく線量限度

(1) 除染等事業者は、2の(1)のア及びイの場合ごとに、それぞれ定められた方法で測定された除染等業務従事者の受ける実効線量の合計が、次に掲げる限度を超えないようにすること。

ア (略)

イ 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものおよびウのものを除く。）：3月間につき実効線量  $5\text{mSv}$

ウ (略)

(2) (略)

(新設)

従事する者の受ける実効線量が(1)に掲げる限度を超えないようにする必要がある旨を周知させること。

(4) 除染等事業者は、(3)の内容を請負人に周知させるときは、当該請負人に対し、除染等業務に従事する者が電離則第3条で定める管理区域内において放射線業務に従事した場合又は特定線量下業務に従事した場合には、これらの業務に従事した際に受けた実効線量と2の(1)により測定された実効線量の合計が(1)の限度を超えないようにする必要がある旨も併せて周知させること。

(5)～(8) (略)

(9) (5)及び(6)の規定に関わらず、放射線業務を主として行う事業者については、事業場で統一された別の始期により被ばく線量管理を行っても差し支えないこと。

(10) (略)

4 (略)

#### 第4 被ばく低減のための措置

##### 1 事前調査

(1) (略)

(2) 除染等事業者は、あらかじめ、(1)の調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を除染等作業に従事させる労働者（当該除染等作業の一部を請負人に請け負わせたときは、当該労働者及び当該請負人）に書面の交付等により明示すること。

なお、特定汚染土壌等取扱業務を同一の場所で継続して行う場合は、当該場所について、2週間に一度、(1)の調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を除染等作業に従事させる労働者（当該除染等作業の一部を請負人に請け負わせたときは、当該労働者及び当該請負人）に書面の交付等により明示すること。

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

(新設)

(3)～(6) (略)

(7) (3)及び(4)の規定に関わらず、放射線業務を主として行う事業者については、事業場で統一された別の始期により被ばく線量管理を行っても差し支えないこと。

(8) (略)

4 (略)

#### 第4 被ばく低減のための措置

##### 1 事前調査

(1) (略)

(2) 除染等事業者は、あらかじめ、(1)の調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を除染等作業に従事させる労働者に書面の交付等により明示すること。

(3)・(4) (略)

2～4 (略)

<p>5 医師による診察等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 除染等事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、除染等業務に従事する者が(1)のアからエまでのいずれかに該当する場合、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させること。</u></p> <p>第5 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置</p> <p>1 粉じんの発散の抑制</p> <p><u>(1) 除染等事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）において、第3の2の(5)の表のうち、高濃度汚染土壌等を扱わず、かつ、高濃度粉じん作業でない場合を除き、あらかじめ、除去する土壌等を湿潤な状態とする等、粉じんの発生を抑制する措置を講ずること。</u></p> <p>なお、湿潤にするためには、汚染水の発生を抑制するため、ホース等による散水ではなく、噴霧（霧状の水による湿潤）とすること（(2)において同じ。）。</p> <p><u>(2) 除染等事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）の一部を請負人に請け負わせる場合においては、第3の2の(5)の表のうち、高濃度汚染土壌等を扱わず、かつ、高濃度粉じん作業でない場合を除き、あらかじめ、除去する土壌等を湿潤な状態とする等、粉じんの発生を抑制する措置を講ずる必要がある旨を周知させること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 汚染検査の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退出者の汚染検査</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 除染等事業者は、<u>ア</u>の検査により、汚染限度を超えて汚染されていると認められるときは、次の措置を講じなければ、その除</p>	<p>5 医師による診察等</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置</p> <p>1 粉じんの発散の抑制</p> <p>除染等事業者は、除染等業務（特定汚染土壌等取扱業務を除く。）において、第3の2の(4)の表のうち、高濃度汚染土壌等を扱わず、かつ、高濃度粉じん作業でない場合を除き、あらかじめ、除去する土壌等を湿潤な状態とする等、粉じんの発生を抑制する措置を講ずること。</p> <p>なお、湿潤にするためには、汚染水の発生を抑制するため、ホース等による散水ではなく、噴霧（霧状の水による湿潤）とすること。</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 汚染検査の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 退出者の汚染検査</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 除染等事業者は、<u>二</u>の検査により、汚染限度を超えて汚染されていると認められるときは、次の措置を講じなければ、その除</p>
--	---

染等業務従事者を退出させないこと。

①・② (略)

ウ アの作業場所において除染等業務に従事する者(労働者を除く。)は、汚染検査場所において、当該作業場所から退去するときに、その身体及び装具(衣服、履物、作業衣、保護具等身体に装着している物)の汚染の状態を検査すること。

エ アの作業場所において除染等業務に従事する者(労働者を除く。)は、ウの検査により、汚染限度を超えて汚染されていると認められるときは、当該作業場所から退去する前に、次の措置を講じなければならないこと。

① 身体が汚染されているときは、汚染限度以下になるように洗身等をすること

② 装具が汚染されているときは、その装具を脱ぎ、又は取り外すこと

(3) 持ち出し物品の汚染検査

ア (略)

イ 除染等事業者及び労働者は、アの検査において、当該物品が汚染限度を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならないこと。ただし、容器に入れる又はビニールシートで覆う等除去土壌又は汚染廃棄物が飛散、流出することを防止するため必要な措置を講じた上で、汚染を除去するための施設、貯蔵施設若しくは廃棄のための施設、又は他の除染等業務が行われる作業場まで運搬する場合はその限りではないこと。

ウ アの作業場所において除染等作業に従事する者(労働者を除く。)は、汚染検査場所において、当該作業場所から持ち出す物品について、持ち出しの際に、その汚染の状況を検査すること。ただし、容器に入れる又はビニールシートで覆う等除去土壌又は汚染廃棄物が飛散、流出することを防止するため必要な措置を講じた上で、他の除

染等業務従事者を退出させないこと。

①・② (略)

(新設)

(新設)

(3) 持ち出し物品の汚染検査

ア (略)

イ 除染等事業者は、この検査において、当該物品が汚染限度を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならないこと。ただし、容器に入れる又はビニールシートで覆う等除去土壌又は汚染廃棄物が飛散、流出することを防止するため必要な措置を講じた上で、汚染を除去するための施設、貯蔵施設若しくは廃棄のための施設、又は他の除染等業務が行われる作業場まで運搬する場合はその限りではないこと。

(新設)

染等作業を行う作業場所に運搬する場合は、この限りではないこと。

エ アの作業場所において除染等作業に従事する者（労働者を除く。）は、ウの検査において、当該物品が汚染限度を超えて汚染されていると認められるときは、その物品を持ち出してはならないこと。ただし、容器に入れる又はビニールシートで覆う等除去土壌又は汚染廃棄物が飛散、流出することを防止するため必要な措置を講じた上で、汚染を除去するための施設、貯蔵施設若しくは廃棄のための施設、又は他の除染等業務が行われる作業場まで運搬する場合はこの限りではないこと。

オ (略)

4 (略)

5 身体・内部汚染の防止

(1)・(2) (略)

(3) 除染等事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、(1)及び(2)の保護具を使用する必要がある旨を周知させること。ただし、当該請負人やその労働者等に除染等事業者が用意した保護具のみを使用させる場合については、周知を重ねて行う必要はないこと。

(4) (略)

(5) 除染等事業者は、除染等業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、(3)の周知により使用する保護具が汚染限度(40Bq/cm<sup>2</sup>(GM計数管のカウント値としては、13,000cpm))を超えて汚染されていると認められる場合には、あらかじめ、洗浄等により、汚染限度以下となるまで汚染を除去しなければ使用してはならない旨を周知させること。ただし、汚染管理も含め、当該請負人やその労働者等に除染等事業者が用意した保護具のみを使用させる場合については、周知を重ねて行う必要はないこと。

(6) 除染等事業者は、第4の2の(5)で定める

(新設)

ウ (略)

4 (略)

5 身体・内部汚染の防止

(1)・(2) (略)

(新設)

(3) (略)

(新設)

(4) 除染等事業者は、第4の2(5)で定める場

場所以外の場所における除染等業務に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を明示することその他の方法により禁止するとともに、明示以外の方法により禁止したときは、当該場所において喫煙又は飲食が禁止されている旨を、あらかじめ、書面の交付、掲示等により除染等業務に従事する者に明示すること。除染等業務に従事する者は、当該場所で喫煙し、又は飲食しないこと。

## 第8 安全衛生管理体制等

### 1～3 (略)

#### 4 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する健康保持増進の措置等

除染等事業者は、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に従事した労働者を除染等業務に就かせる場合は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 電離則第59条の2に基づく報告を厚生労働大臣（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室あて）に行うこと。

ア 第7の1の(3)及び第7の2の(8)の個人票の写しを、健康診断実施後、遅滞なく提出すること。

イ 3月ごとの月の末日に、「指定緊急作業等従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」（電離則様式第3号）を提出すること。なお、提出に当たっては、原則としてCSVによる電磁的記録により行うこと。

(2) 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成27年8月31日健康保持増進のための指針公示第6号）に基づき、保健指導等を実施するとともに、緊急作業従事期間中に50mSvを超える被ばくをした者に対して、必要な検査等を実施すること。

場所以外の場所において、労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、あらかじめ、その旨を書面の交付、掲示等により労働者に明示すること。労働者は、当該場所で喫煙し、又は飲食しないこと。

## 第8 安全衛生管理体制等

### 1～3 (略)

#### 4 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する健康保持増進の措置等

除染等事業者は、東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業に従事した労働者を除染等業務に就かせる場合は、次に掲げる事項を実施すること。

(1) 電離則第59条の2に基づく報告を厚生労働大臣（厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室あて）に行うこと。

ア 第7の1(3)及び第7の2(4)の個人票の写しを、健康診断実施後、遅滞なく提出すること。

イ 3月ごとの月の末日に、「指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」（電離則様式第3号）を提出すること。なお、提出に当たっては、原則としてCSVによる電磁的記録により行うこと。

(2) 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成23年東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第5号）に基づき、保健指導等を実施するとともに、緊急作業従事期間中に50mSvを超える被ばくをした者に対して、必要な検査等を実施すること。

別紙1 除染特別地域等の一覧

1 除染特別地域

- ・ 指定対象

旧警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等

	市町村数	指定地域
福島県	10	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。並びに南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域

2 汚染状況重点調査地域

- ・ 指定対象

放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域等

	市町村数	指定地域
(略)	(略)	(略)
福島県	14	いわき市、伊達市、西郷村、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、広野町及び新地町の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
(略)	(略)	(略)
計	69	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室作成（令和5年3月）

別紙6-3 森林土壌等の放射能濃度の簡易測定手順

- 1 地表面から1mの高さの平均空間線量率から、森林の落葉層及び土壌（以下「森林土壌等」という。）におけるセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計が1万Bq/kgを下回っていることの判別方法

- 1) (略)

- 2) 測定された値A ( $\mu\text{Sv/h}$ ) を代入して森林土壌等（15cm深）における放射性セシウム濃度を推定する。

$$A (\mu\text{Sv/h}) \times 8,780 \pm 950 = \text{Cs-1}$$

別紙1 除染特別地域等の一覧

1 除染特別地域

- ・ 指定対象

旧警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等

	市町村数	指定地域
福島県	11	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域

2 汚染状況重点調査地域

- ・ 指定対象

放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域等

	市町村数	指定地域
(略)	(略)	(略)
福島県	31	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
(略)	(略)	(略)
計	86	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室作成（令和3年12月）

別紙6-3 森林土壌等の放射能濃度の簡易測定手順

- 1 地表面から1mの高さの平均空間線量率から、森林の落葉層及び土壌（以下「森林土壌等」という。）におけるセシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計が1万Bq/kgを下回っていることの判別方法

- 1) (略)

- 2) 測定された値A ( $\mu\text{Sv/h}$ ) を代入して森林土壌等（15cm深）における放射性セシウム濃度を推定する。

$$A (\mu\text{Sv/h}) \times 8,780 \pm 950 = \text{Cs-1}$$

<p>34及びCs-137の放射能濃度の合計 (Bq/kg)</p> <p>(※ 1, 2)</p> <p>(例) 平均空間線量率1.0 <math>\mu</math>Sv/hにおける放射性セシウム濃度</p> $1.0 \mu\text{Sv/h} \times 8,780 \pm 950 = 9,730 \text{ Bq/kg} \quad (\text{推定値})$ <p>早見表 (※ 3)</p> <p>(表 略)</p>	<p>34及びCs-137の放射能濃度の合計 (Bq/kg)</p> <p>(※ 1, 2)</p> <p>(例) 平均空間線量率1.0 <math>\mu</math>Sv/hにおける放射性セシウム濃度</p> $1.0 \mu\text{Sv/h} \times 8,780 \pm 950 = 9,730 \text{ Bq/kg} \quad (\text{推定値})$ <p>早見表 (※ 3)</p> <p>(表 略)</p>
---	---

特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>第3 被ばく線量管理の対象及び方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 線量の測定</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 特定線量事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、個人線量計により外部被ばく線量を測定する必要がある旨を周知させること。ただし、特定線量事業者が請負人やその請負人の労働者等の特定線量下業務に係る作業により受ける外部被ばく線量を測定する場合については、周知を重ねて行う必要はないこと。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 被ばく線量限度</p> <p>(1) 特定線量事業者は、2の(1)で測定された労働者の受ける実効線量の合計が、次のアからウまでに掲げる限度を超えないようにすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの及びウのものを除く。）は、3月間につき5mSv</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 特定線量事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者の受ける実効線量が(1)の限度を超えないようにする必要のあることを周知させること。</u></p> <p><u>(4) 特定線量事業者は、(3)の内容を請負人に周知させるときは、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者が電離則第3条で定める管理区域内において放射線業務に従事した場合又は除染等業務に従事した場合には、これらの業務に従事した際に受けた実効線量と2の(1)により測定された実効線量の合計</u></p>	<p>第3 被ばく線量管理の対象及び方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 線量の測定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 被ばく線量限度</p> <p>(1) 特定線量事業者は、2の(1)で測定された労働者の受ける実効線量の合計が、次のアからウまでに掲げる限度を超えないようにすること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 女性（妊娠する可能性がないと診断されたもの<u>および</u>ウのものを除く。）は、3月間につき5mSv</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

が(1)の限度を超えないようにする必要がある旨も併せて周知させること。

(5)～(8) (略)

(9) (6)及び(7)の規定に関わらず、放射線業務を主として行う事業者については、事業場で統一された別の始期により被ばく線量管理を行っても差し支えないこと。

(10) (略)

#### 4 線量の測定結果の記録等

(1) 特定線量事業者は、2の測定又は計算の結果に基づき、次に掲げる特定線量下業務従事者の被ばく線量を算定し、これを記録し、これを30年間保存すること。また、3の(5)の調査の結果についても同様とすること。ただし、当該記録を5年間保存した後又は当該特定線量下業務従事者が離職した後に、当該特定線量下業務従事者に係る記録を厚生労働大臣が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）に引き渡すときはこの限りではないこと。この場合、記録の様式の例として、様式1があること。

なお、特定線量下業務従事者のうち電離則第4条第1項の放射線業務従事者であった者、除染特別地域等において除染等業務に従事する労働者であった者については、当該従事者が放射線業務又は除染等業務に従事する際に受けた線量を特定線量下業務で受ける線量に合算して記録し、保存すること。

ア～ウ (略)

(2)～(5) (略)

#### 第4 被ばく低減のための措置

##### 1 事前調査等

(1)・(2) (略)

(3) 特定線量事業者は、あらかじめ、(1)又は(2)の調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を特定線量下業務従事者（特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせたときは、当該特定線量下業務従事者及び当該請

(3)～(6) (略)

(7) (4)及び(5)の規定に関わらず、放射線業務を主として行う事業者については、事業場で統一された別の始期により被ばく線量管理を行っても差し支えないこと。

(8) (略)

#### 4 線量の測定結果の記録等

(1) 特定線量事業者は、2の測定又は計算の結果に基づき、次に掲げる特定線量下業務従事者の被ばく線量を算定し、これを記録し、これを30年間保存すること。また、3の(3)の調査の結果についても同様とすること。ただし、当該記録を5年間保存した後又は当該特定線量下業務従事者が離職した後に、当該特定線量下業務従事者に係る記録を厚生労働大臣が指定する機関（公益財団法人放射線影響協会）に引き渡すときはこの限りではないこと。この場合、記録の様式の例として、様式1があること。

なお、特定線量下業務従事者のうち電離則第4条第1項の放射線業務従事者であった者、除染特別地域等において除染等業務に従事する労働者であった者については、当該従事者が放射線業務又は除染等業務に従事する際に受けた線量を特定線量下業務で受ける線量に合算して記録し、保存すること。

ア～ウ (略)

(2)～(5) (略)

#### 第4 被ばく低減のための措置

##### 1 事前調査等

(1)・(2) (略)

(3) 特定線量事業者は、あらかじめ、(1)又は(2)の調査が終了した年月日、調査方法及びその結果の概要を特定線量下業務従事者に書面の交付等により明示すること。

負人)に書面の交付等により明示すること。

2 医師による診察等

(1)・(2) (略)

(3) 特定線量事業者は、特定線量下業務の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、特定線量下業務に従事する者が(1)のアからエまでのいずれかに該当する場合、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させること。

第7 安全衛生管理体制等

1・2 (略)

3 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する健康保持増進の措置等

(1) 電離則第59条の2に基づき、3月ごとの月の末日に、「指定緊急作業等従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」(電離則様式第3号)を厚生労働大臣(厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室あて)に提出すること。なお、提出に当たっては、原則としてCSVによる電磁的記録により行うこと。

(2) 「原子力施設等における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成27年8月31日健康保持増進のための指針公示第6号)に基づき、保健指導等を実施するとともに、緊急作業従事期間中に50mSvを超える被ばくをした者に対して、必要な検査等を実施すること。

別紙1 除染特別地域等の一覧

1 除染特別地域

・指定対象

旧警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等

	市町村数	指定地域
福島県	10	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。並びに南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域

2 医師による診察等

(1)・(2) (略)

(新設)

第7 安全衛生管理体制等

1・2 (略)

3 東電福島第一原発緊急作業従事者に対する健康保持増進の措置等

(1) 電離則第59条の2に基づき、3月ごとの月の末日に、「指定緊急作業従事者等に係る線量等管理実施状況報告書」(電離則様式第3号)を厚生労働大臣(厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室あて)に提出すること。なお、提出に当たっては、原則としてCSVによる電磁的記録により行うこと。

(2) 「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」(平成23年東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針公示第5号)に基づき、保健指導等を実施するとともに、緊急作業従事期間中に50mSvを超える被ばくをした者に対して、必要な検査等を実施すること。

別紙1 除染特別地域等の一覧

1 除染特別地域

・指定対象

旧警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等

	市町村数	指定地域
福島県	11	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域

2 汚染状況重点調査地域

・ 指定対象

放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域等

	市町村数	指定地域
(略)	(略)	(略)
福島県	14	いわき市、伊達市、西郷村、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、広野町及び新地町の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
(略)	(略)	(略)
計	69	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室作成（令和5年3月）

2 汚染状況重点調査地域

・ 指定対象

放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域等

	市町村数	指定地域
(略)	(略)	(略)
福島県	31	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
(略)	(略)	(略)
計	86	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室作成（令和3年12月）

事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン新旧対照表

新	旧
<p>第3 管理区域の設定及び被ばく線量管理の方法 1・2 (略)</p> <p>3 線量の測定</p> <p>(1) 処分事業者は、<u>(3)から(5)までに掲げるところにより、事故由来廃棄物等処分業務を行う者（以下「事故由来廃棄物等処分業務従事者」という。）の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定すること。</u></p> <p><u>(2) 処分事業者は管理区域内における事故由来廃棄物等処分業務（以下「管理区域内事故由来廃棄物等処分業務」という。）の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該管理区域内事故由来廃棄物等処分業務に従事する者が管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を(3)から(5)までに掲げるところにより測定する必要があることを周知させること。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>4 被ばく線量限度</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 処分事業者は、管理区域内事故由来廃棄物等処分業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該管理区域内事故由来廃棄物等処分業務に従事する者の受ける実効線量が(1)の限度を超えないようにする必要のあることを周知させること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 処分事業者は、管理区域内事故由来廃棄物等処分業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該管理区域内事故由来廃棄物等処分業務に従事する者の受ける等価線量が(3)の値を超えないようにする必要のあることを周知させること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>(6) 処分事業者は、緊急作業の一部を請負人に</u></p>	<p>第3 管理区域の設定及び被ばく線量管理の方法 1・2 (略)</p> <p>3 線量の測定</p> <p>(1) 処分事業者は、<u>次に掲げる事項に留意の上</u>、事故由来廃棄物等処分業務を行う者（以下「事故由来廃棄物等処分業務従事者」という。）の管理区域内において受ける外部被ばくによる線量及び内部被ばくによる線量を測定すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4 被ばく線量限度</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

請け負わせるときは、当該請負人に対し、当該緊急作業に従事する男性又は妊娠する可能性がないと診断された女性については、(5)の値を超えないようにする必要があることを周知させること。

(7) (略)

5 (略)

#### 第4 施設等における線量の限度

1 (略)

2 事故由来廃棄物等取扱施設における表面汚染の限度等

(1)・(2) (略)

(3) 処分事業者は、(1)の汚染の検査等について、次に掲げる事項に留意すること。

ア・イ (略)

ウ 事故由来廃棄物等処分業務における被ばくは、放射性セシウムによるものがその大部分を占めるため、事故由来廃棄物等に係る表面汚染限度は、アルファ線を放出しない放射性同位元素の限度(40Bq/cm<sup>2</sup>)が適用されること。

3 (略)

4 作業環境測定

(1)・(2) (略)

(3) 処分事業者は、管理区域における外部放射線による線量当量又は線量当量率の測定結果を見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る者に周知させること。

(4) (略)

#### 第6 汚染の防止のための措置

1 (略)

2 事故由来廃棄物等の取扱いに使用する用具(略)

3 (略)

4 保護具

(1)～(4) (略)

(4) (略)

5 (略)

#### 第4 施設等における線量の限度

1 (略)

2 事故由来廃棄物等取扱施設における表面汚染の限度等

(1)・(2) (略)

(3) 処分事業者は、(1)の汚染の検査等について、次に掲げる事項に留意すること。

ア・イ (略)

ウ 事故由来廃棄物等処分業務における被ばくは、放射性セシウムによるものがその大部分を占めるため、事故由来廃棄物等に係る表面汚染限度は、アルファ線を放出しない放射性同位元素の限度(40Bq/cm<sup>2</sup>)が適用されること。

3 (略)

4 作業環境測定

(1)・(2) (略)

(3) 処分事業者は、管理区域における外部放射線による線量当量又は線量当量率の測定結果を見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理区域に立ち入る労働者に周知させること。

(4) (略)

#### 第6 汚染の防止のための措置

1 (略)

2 事項由来廃棄物等の取扱いに使用する用具(略)

3 (略)

4 保護具

(1)～(4) (略)

(5) 処分事業者は、(1)のアの作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、その空気の放射能濃度に応じて(1)及び(2)の保護具を使用する必要がある旨を周知させること。

5 (略)

## 第7 作業の管理等

1 事故由来廃棄物等処分業務における作業規程  
(1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務に係る作業を行うときは、これらの作業に関して次に掲げる事項について規程を定め、これにより作業を行うとともに、関係労働者(当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、関係労働者及び当該請負人)に周知すること。

ア～キ (略)

(2) 処分事業者は、作業規程については、以下の事項に留意すること。

ア・イ (略)

ウ (1)ウには、管理区域への立入り及び退去の手順、密封されていない事故由来廃棄物等の取扱いの方法及び順序、事故由来廃棄物等の選別、破碎、圧縮又は濃縮等、貯蔵、焼却、埋立ての方法及び順序、事故由来廃棄物等により汚染された設備の保守点検作業等の方法及び順序、身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法、保護具の性能及び使用方法、遮蔽体の設置、遠隔操作の採用等の被ばく防止の方法、被ばく限度及び被ばく線量測定の方法並びに被ばく線量測定の結果の確認及び記録等の方法が含まれること。

エ～カ (略)

2・3 (略)

4 事故時の退避等

(1) (略)

(2) 処分事業者は、(1)の事故が発生し、(1)の区域が生じたときは、次の事項を記録し、5

(新設)

5 (略)

## 第7 作業の管理等

1 事故由来廃棄物等処分業務における作業規程  
(1) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務に係る作業を行うときは、これらの作業に関して次に掲げる事項について規程を定め、これにより作業を行うとともに、関係労働者に周知すること。

ア～キ (略)

(2) 処分事業者は、作業規程については、以下の事項に留意すること。

ア・イ (略)

ウ (1)ウには、管理区域への立入り及び退去の手順、密封されていない事故由来廃棄物等の取扱いの方法及び順序、事故由来廃棄物等の選別、破碎、圧縮又は濃縮等、貯蔵、焼却、埋立ての方法及び順序、事故由来廃棄物等により汚染された設備の保守点検作業等の方法及び順序、身体等の汚染の状態の検査及び汚染の除去の方法保護具の性能及び使用方法、遮蔽体の設置、遠隔操作の採用等の被ばく防止の方法、被ばく限度及び被ばく線量測定の方法、被ばく線量測定の結果の確認及び記録等の方法が含まれること。

エ～カ (略)

2・3 (略)

4 事故時の退避等

(1) (略)

(2) 処分事業者は、(1)の事故が発生し、(1)の区域が生じたときは、次の事項を記録し

年間保存すること。

ア (1)の区域にいた労働者又は緊急作業従事者の実効線量並びに眼の水晶体及び皮膚の等価線量

イ～オ (略)

(3) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、(1)の区域にいた当該事故由来廃棄物等処分業務に従事する者又は緊急作業従事者の実効線量又は眼の水晶体若しくは皮膚の等価線量が明らかでないときは、(1)の区域内の必要な場所ごとの外部放射線による線量当量率、空気中の放射性物質の濃度又は放射性物質の表面密度を測定し、その結果に基づいて、計算により当該実効線量又は等価線量を算出する必要があることを周知させること。ただし、処分事業者が請負人やその請負人の労働者等の分まで測定を行っている場合については、周知を重ねて行う必要はないこと。

(4) (3)の場合において、処分事業者は、当該請負人に対し、線量当量率を測定することが著しく困難なときは、当該線量当量率を計算により算出することができる旨を周知させること。ただし、処分事業者が請負人やその請負人の労働者等の分まで計算を行っている場合については、周知を重ねて行う必要はないこと。

## 5 医師の診察等

(1) (略)

(2) (1)のウについては、事故等で大量の事故由来廃棄物等に埋まった場合、大量の事故由来廃棄物等やそれに汚染されたものが口に入った場合等、一定程度の内部被ばくが見込まれるものに限るものであること。

(3) 処分事業者は、事故由来廃棄物等処分業務、緊急作業及び管理区域に一時的に立ち入る作業（以下「事故由来廃棄物等処分業務等」という。）の一部を請負人に請け負わせる場

、5年間保存すること。

ア (1)の区域にいた労働者又は緊急作業従事者の眼の水晶体及び皮膚の等価線量

イ～オ (略)

(新設)

(新設)

## 5 医師の診察等

(1) (略)

(2) ウについては、事故等で大量の事故由来廃棄物等に埋まった場合、大量の事故由来廃棄物等やそれに汚染されたものが口に入った場合等、一定程度の内部被ばくが見込まれるものに限るものであること。

(新設)

合においては、当該請負人に対し、事故由来廃棄物等処分業務等に従事する者が(1)のイからエまでのいずれかに該当する場合、速やかに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させること。

## 第9 健康管理のための措置

### 1 特殊健康診断

(1)・(2) (略)

(3) (1)にかかわらず、健康診断（定期に行われるもの）の前年の実効線量が5mSvを超えず、かつ、当年の実効線量が5mSvを超えるおそれのない者については、(1)のイからオまでに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しないこと。

(4)・(5) (略)

## 第11 除染特別地域等における特例

1 (略)

### 2 除染特別地域等に設置された処分事業場で除去土壌の埋立てを行う場合の特例

(1)・(2) (略)

(3) 処分事業者は、2の特例により業務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア～ウ (略)

エ (1)のウの「できる限り離れた場所において作業を行う等」の「等」には、埋立施設の境界に粉じんの飛散防止効果のある遮風壁を設けることが含まれること。

オ (1)のエの「表面密度を表面汚染限度（40Bq/cm<sup>2</sup>）と埋立施設の周辺における平均的な表面汚染密度（バックグラウンド）のいずれか高い方まで下げるための措置」には、汚染された土壌等を除去するほか、コンクリートや鉄板など遮蔽効果を有する物で覆うことが含まれること。

## 別紙4 除染特別地域等の一覧

## 第9 健康管理のための措置

### 1 特殊健康診断

(1)・(2) (略)

(3) (1)にかかわらず、健康診断（定期に行われるもの）の前年の実効線量が5mSvを超えず、かつ、当年の実効線量が5mSvを超えるおそれのない者については、イからオまでに掲げる項目は、医師が必要と認めないときには、行うことを要しないこと。

(4)・(5) (略)

## 第11 除染特別地域等における特例

1 (略)

### 2 除染特別地域等に設置された処分事業場で除去土壌の埋立てを行う場合の特例

(1)・(2) (略)

(3) 処分事業者は、2の特例により業務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア～ウ (略)

エ ウの「できる限り離れた場所において作業を行う等」の「等」には、埋立施設の境界に粉じんの飛散防止効果のある遮風壁を設けることが含まれること。

オ エの「表面密度を表面汚染限度（40Bq/cm<sup>2</sup>）と埋立施設の周辺における平均的な表面汚染密度（バックグラウンド）のいずれか高い方まで下げるための措置」には、汚染された土壌等を除去するほか、コンクリートや鉄板など遮蔽効果を有する物で覆うことが含まれること。

## 別紙4 除染特別地域等の一覧

1 除染特別地域

・ 指定対象

旧警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等

	市町村数	指定地域
福島県	10	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。並びに南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域

2 汚染状況重点調査地域

・ 指定対象

放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域等

	市町村数	指定地域
(略)	(略)	(略)
福島県	14	いわき市、伊達市、西郷村、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、広野町及び新地町の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
(略)	(略)	(略)
計	69	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室作成（令和5年3月）

1 除染特別地域

・ 指定対象

旧警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等

	市町村数	指定地域
福島県	11	楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村。並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域

2 汚染状況重点調査地域

・ 指定対象

放射線量が $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 以上の地域等

	市町村数	指定地域
(略)	(略)	(略)
福島県	31	福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町及び新地町の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町及び川内村で警戒区域又は計画的避難区域であった地域を除く区域
(略)	(略)	(略)
計	86	

※ 環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官室作成（令和3年12月）